

## 我孫子市個人情報取扱特記事項

(請書用)

(基本的事項)

第1条 請負者は、本特記事項を添付した請書記載の件名(以下「本件」という。)の履行に当り個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう我孫子市個人情報保護条例及び本特記事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

(秘密の保持)

第2条 請負者は、本件の履行に当り知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。また、本件の履行が終了し、又は解除された後も同様とします。

(事務従事者への周知)

第3条 請負者は、個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても本件の履行に当り知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知します。

(適正な管理)

第4条 請負者は、本件の履行に当り個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(取扱いの禁止)

第5条 請負者は、個人情報の取扱いについて次に掲げる事項はいたしません。ただし、我孫子市水道局が承諾した場合を除きます。

(1) 個人情報を本件の履行以外で利用すること及び第三者への提供

(2) 個人情報が記録された資料等の複写及び複製

(3) 個人情報の取扱いを第三者へ委託して行なうこと

(4) 請負者が管理しないコンピュータに個人情報を入力すること

(資料等の返還等)

第6条 請負者は、本件の履行に当り我孫子市水道局から引き渡された個人情報が記録された資料等を本件の履行後、直ちに我孫子市水道局に引き渡します。ただし、我孫子市が別に指示したときは、当該方法によるものとします。

(調査・勧告)

第7条 我孫子市水道局は、本件の履行に当り請負者が取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができます。

2 我孫子市水道局は、本件の履行に当り請負者による個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な勧告を書面で行うものとします。

(事故発生時における報告)

第8条 請負者は、本件の履行に当り個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他不適正な取扱いが発生した場合は、速やかに我孫子市に報告し、我孫子市の指示に従います。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(契約の解除等)

第9条 我孫子市水道局は、請負者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとします。